

秋田信用金庫

でんさいサービス利用規定

秋田信用金庫（以下「当金庫」といいます）は、**株式会社全銀電子債権ネットワーク**（以下、「でんさい ネット」といいます）の窓口金融機関として、利用者（以下お客様）といっています）に提供するでんさいサービス（以下本サービス）といっています）について、次のとおり取扱い を行います。

なお、本規定における用語の定義は、電子記録債権法、でんさい ネット業務規程およびでんさい ネット業務規程則（以下「業務規程等」と総称します）において、使用する用語の例によります。

第1条(利用の申込み)

1.本サービスを利用するには、本規定並びに業務規程等の内容をご承諾のうえ、当金庫所定の利用申込書に必要事項を記入して、当金庫が定める必要書類とともに当金庫へ提出する必要があります。
2.お申込みには、債権者として利用が可能なこの場合、債権者、電子記録保証人としても利用が可能お申込みのほか、次の利用を限定した特約でお申込みをすることができます。

- 債権者利用限定特約
利用申込者またはお客様は、自らを債権者とする発生記録および電子記録保証人とする単独保証記録を請求しない 場合は、債権者利用限定特約でお申込みをすることができます。
②保証利用限定特約
利用申込者またはお客様は、自らを電子記録保証人とする保証記録、支払等記録および変更記録(保証人等)あつては支払等記録および変更記録)以外の電子記録を請求しない 場合には、保証利用限定特約でお申込みをすることができます。

第2条(利用資格)

利用申込者またはお客様は、業務規程等ご定める利用契約の締結要件の他、当金庫が掲げる次の要件の全部を満たす者で、かつ当金庫の審査を経た上で、本サービスの利用契約ができるものとします。なお、特約の有無により必要な審査が異なるほか、審査の結果によっては、お申込みに応じられない場合があります。

- 債権者（債権者、電子記録保証人としても利用可能）として利用される場合
①当金庫所定の「パーソナルコンピュータ等の端末機（以下、「端末」といいます）」を利用できる環境があること。
②手形交換所の取引停止処分を受けていないこと。
- 債権者利用限定特約により利用される場合
①端末を利用できる環境があること。

第3条(サービス内容)

1.当金庫は、お客様がでんさい ネットを利用するにあたり、次のサービスを提供いたします。

- 電子記録の請求に関するサービス
- 電子記録の開示に関するサービス
- でんさい の決済に関するサービス
- 前3号に付随するサービス

2.お客様は、業務規程等および本規定等に従って本サービスを利用するものとします。

第4条(電子記録の請求方法)

お客様は次のいずれかの方法で、電子記録の請求を行うことができます。ただし、当金庫が定めた場合には、第2項の方法により電子記録の請求をするものとします。

- 端末を用いた方法
- 当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただく方法。

第5条(予約請求)

1.お客様は、電子記録の請求において、電子記録を行う日を指定することができます。
2.前条第2項の方法により、電子記録を行う日を指定した請求について取消を行う場合、電子記録を行う日の2営業日前までに、当該請求を取消す旨お申し出ください。

第6条(一括請求機能)

1.お客様は、発生記録請求・譲渡記録請求・分擔範圍記録請求について、それぞれ複数の記録請求を一括して行うことができます。
2.前項の取扱い は端末を用いた方法でのみ利用できます。

第7条(債権者請求方式の発生記録請求)

1.お客様は、当金庫が認めた場合には、債権者として発生記録の請求をすることができます。
2.前項の規定による請求は、当該発生記録請求の債権者の窓口金融機関が債権者に対しての取扱い を定めていない 場合には、行うことができません。

第8条(指定許可機能)

1.お客様は、当金庫が認めた場合には、お客様自らを電子記録債務者または電子記録権利者とする電子記録の請求をできる権限を付与する相手方を予め指定しておくことができます。
2.前項の規定によって指定することができる記録請求は、発生記録請求、譲渡記録請求、単独保証記録請求に限ります。

第9条(請求の制限)

1.お客様は、当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただくことにより、お客様自身が請求することができる電子記録の制限を制限することができます。
2.前項の制限を解除する場合は、当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出 いただくことにより、当該制限を解除することができます。ただし、当該解除は、当金庫が認めた場合に限るとします。

第10条(電子記録の通知)

1.当金庫では、電子記録の通知について、次のとおり取扱い します。
①当金庫は、電子記録された内容をお客様に端末を用いた方法で通知します。
②前号の方法より通知できないものについては、別途、当金庫所定の方法により通知します。

2.保証利用限定特約により利用される場合には、前項第2号による方法のみとします。

第11条(電子記録の啓発)

債権者請求方式の諸告依頼通知、単独保証記録の諸告依頼通知、変更記録の諸告依頼通知、支払等記録の諸告依頼通知に於いて、第4条第2項の方法により承諾または承認を行う場合には、でんさい ネット業務規程に定める期限の2営業日前までにお申し出ください。

第12条(開示の請求)

1.お客様は、次のいずれかの方法で、債権記録に記録されている事項および記録請求の際に提供された情報の開示を請求することができます。ただし、当金庫が定めた場合には、第2号の方法により開示の請求をするものとします。

- 当金庫所定の端末を用いた方法
- 当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出 いただく方法

2.開示の請求結果の通知については、第10条と同様に取り扱います。

第13条(端末を用いた方法の本人確認等)

お客様が端末を用いた方法により、本サービスをご利用いただく際には、次のとおり取扱い を行います。

- 利用責任者
①お客様は、端末を用いた方法において、お客様を代表する管理者（以下「マスターユーザ」といいます）を当金庫所定の手続きにより登録するものとします。
②マスターユーザは、マスターユーザが定めた一定の範囲内で、本サービスの利用に関するマスターユーザの権限を代行する利用者（以下一般ユーザ）といっています）を、当金庫所定の手続きにより登録するものとします。
③お客様は、マスターユーザの変更またはマスターユーザの登録内容に変更があった場合、当金庫所定の手続きにより変更登録するものとします。当金庫は、お客様での変更登録処理が完了するまでの間、マスターユーザの変更またはマスターユーザの登録内容に変更がないものとして処理することができますととし、万一これによってお客様に損害が生じた場合でも、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
④マスターユーザは、一般ユーザの追加登録・削除または一般ユーザの登録内容に変更があった場合、当金庫所定の手続きにより登録するものとします。当金庫は、お客様での変更登録処理が完了するまでの間、一般ユーザの追加登録・削除または一般ユーザの登録内容に変更がないものとして処理することができるのとし、万一これによってお客様に損害が生じた場合でも、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- 使用できる端末
本サービスの利用に際して使用できる端末は、当金庫所定の機能を有するものに限ります。加えて、本人確認につき、当金庫所定の方法により、かかる端末ご当金庫が発行する電子証明書と秘密鍵を取得・生成し、インストールしていただく必要があります。なお、端末の種類により本サービスの対象となる取引は異なる場合があります。

3.本人確認の手段
当金庫は、次のいずれかの方法により、お客様の確認を行います。
①電子証明書および各種パスワードによりお客様の確認を行う方式（以下「電子証明書方式」といいます）
②IDおよび各種パスワードによりお客様の確認を行う方式（以下「ID・パスワード方式」といいます）

4.電子証明書の発行

電子証明書は、当金庫所定の方法により、お客様のマスターユーザおよび一般ユーザに対して（一般ユーザに対してはマスターユーザを通して）発行します。

5.マスターユーザのパスワード等の登録

- マスターユーザのログインID、初回ログインパスワードは、お客様自身が決定し、申込書より当金庫へ届出てください。
- マスターユーザは、本サービスの利用開始前に、端末よりログインパスワードおよび承認パスワード等を当金庫所定の方法より登録します。
- 電子証明書方式を利用する場合には、前2号に加えて、本サービスの利用開始前に、当金庫所定の方法により電子証明書を端末にインストールしてください。
- 当金庫が提供するくあきしん法人インターネットシキングサービスをご利用、いただいているお客様においては、申込書より同サービスで使用している電子証明書、契約者ID、ご契約先電話番号を、それぞれ本サービスの電子証明書、ログインID、ログインパスワードとして届出ることができます。なお、本サービスで利用する承認パスワード等の登録が別途必要となります。

6.一般ユーザパスワード等の登録

- マスターユーザは、端末より一般ユーザのログインID、ログインパスワード、承認パスワード等を、当金庫所定の方法より登録します。
- 電子証明書方式を利用する場合には、前号に加えて、本サービスの利用開始前に、当金庫所定の方法により電子証明書を端末にインストールしてください。
- 前項第4号の届出をいただいたお客様においては、当金庫所定の方法により、当金庫が提供するくあきしん法人インターネットシキングサービスで使用している電子証明書、契約者・利用者ID、利用者暗証番号を、それぞれ本サービスの電子証明書、ログインID、ログインパスワードとして登録することができます。なお、本サービスで利用する承認パスワード等の登録が別途必要となります。

7.本人確認手続き

- 本サービスにおけるマスターユーザの本人確認方法及び依頼内容の確認方法は、次に定めるとおりとします。
a.電子証明書方式においては、マスターユーザが端末にて提示または入力した電子証明書、ログインパスワード、承認パスワードと当金庫に登録されている各内容の一致を確認します。
b.ID・パスワード方式においては、マスターユーザが端末に入力したログインID、ログインパスワード、承認パスワードと当金庫に登録されている各内容の一致を確認します。
②第6項よりすでにログインID、ログインパスワード、承認パスワードの登録(電子証明書方式の場合は端末への電子証明書のインストールを含む)が完了した一般ユーザの取引開始における本人確認方法および依頼内容の確認方法は、次に定めるとおりとします。

- 電子証明書方式においては、一般ユーザ自身が端末にて提示または入力した電子証明書、ログインパスワードおよび承認パスワードと当金庫に登録されている各内容の一致を確認します。
b.ID・パスワード方式においては、一般ユーザ自身が端末にて提示または入力したログインID、ログインパスワード、承認パスワードと当金庫に登録されている各内容の一致を確認します。
③当金庫は、前2号に基づき本人確認および依頼内容の確認を行うことにより、次の事項を確認できたものとして取扱い ます。
a.お客様の有効な意思による申込であること。
b.当金庫が受信した依頼内容が真正なものであること。

④当金庫が本項ご定める本人確認および依頼内容の確認をして取引を実施した場合、ログインID、ログインパスワード、承認パスワードまたは電子証明書につき不正使用、誤使用その他の事故があつても当金庫は当該取引を有効なものとして取扱い、またそのために生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

8.電子証明書の有効期間および更新

- 電子証明書は、当金庫所定の期間（以下「有効期間」といいます）に限り有効です。マスターユーザおよび一般ユーザは、有効期間が満了する前に当金庫所定の方法により電子証明書の更新を行ってください。
②前号による電子証明書の更新が行われなかった場合、電子証明書は有効期間の満了日をもって失効するものとし、お客様は、以後本サービスを利用することができません。
③本サービスの停断、利用停止その他の事由により終了した場合は、発行済みの電子証明書は、残存期間が満つても、当該終了日をもって失効します。

9.電子証明書の取扱い

- 電子証明書は、マスターユーザおよび一般ユーザ本人が保管するものとします。また、第三者への譲渡・貸与はできません。
②電子証明書の内容に変更が生じた場合、当金庫所定の変更手続きを行ってください。
③端末の譲渡・廃棄等により電子証明書の管理ができなくなる場合には、必ず電子証明書の削除を行ってください。
④端末の譲渡・廃棄等により新しい 端末を使用する場合は、当金庫所定の方法により電子証明書を再度インストールしてください。
⑤マスターユーザおよび一般ユーザ本人に次に定める事由のいずれかが生じた場合は、取引の安全性を確保するため、速やかに当金庫所定の書面より当金庫へ届け出てください。
a.電子証明書をインストールした端末の譲渡・廃棄等を行った際ご電子証明書)の削除が行わかつた場合。
b.電子証明書をインストールした端末が盗失・盗難等になった場合。
c.電子証明書が偽造、変造、流出、盗用等が生じ、またはそれらのおそれがあると判断した場合。
この届出に対し、当金庫は所定の手続きを行い、必要に応じて本サービスの利用停止等の措置を講じます。当金庫は、この届出に基づく所定の手続きの完了前に生じた電子証明書の第三者による不正使用等による損害については責任を負いません。

10.ID・各種パスワード等の管理

- ID・各種パスワードは、お客様の責任において、厳重に管理するものとし、第三者へ開示しないでください。また、各種パスワードは、生年月日、電話番号、連続番号など他人に知られやすい 番号を登録することを避けるとともに、定期恒に変更手続きを行ってください。
- ID・各種パスワードにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合は、当金庫宛に直ちに連絡をしてください。
- 本サービスの利用にあたり、各種パスワードの誤入力当金庫所定の回数連続で行われた場合、その時点で当金庫は本サービスを停止しますので、本サービスの再開を求める際は、お客様は当金庫に連絡のうえ、所定の手続きをとってください。

11.取引依頼の確認

- 当金庫が本サービスによる取引の依頼を受け付けた場合、お客様の端末に依頼内容を表示し、お客様は、その内容が正しい 場合には、当金庫の指定する方法で確認した旨を当金庫へ通知するものとします。この依頼内容の確認および通知は各取引で定める当金庫所定の時間内に Rowe、かつ当該時間内に当金庫が受信した時点で当該取引の依頼内容が確定したものとし、当金庫は当金庫所定の方法で各取引の手続を行います。
②前号の取引において、実施結果および取引依頼の確認内容に不明な点がある場合、またはその通知が受信できなかった場合は、当金庫まで速やかにご照会ください。この照会があつたことよって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第14条(利用日・利用時間)

1.第3条ご定めるサービスの利用日および利用時間は、当金庫所定の利用日および利用時間とします。
2.当金庫所定の利用日および利用時間については、お客様に事前ご通知することなく変更する場合があります。

第15条(決済口座)

- お客様は、本サービスで利用する当金庫本支店に開設している口座を決済口座として、申込書より当金庫へ届けてください。
- 当金庫は、届出の内容に従い、本サービスの決済口座を登録します。ただし、決済口座として指定可能な預金の種類は普通預金口座または当座預金口座とし、債権者として利用する場合には、当金庫が特認認めない 限り、当座預金口座に限定させていただきます。
- 届出可能な決済口座の口座数は、当金庫所定の口座数以内とします。
- 届出可能な決済口座は、お客様名義の口座のみとします。
- 決済口座の追加・変更および停断については、当金庫所定の書面より当金庫の取引店へ届けてください。

第16条(利用手数料)

- 本サービスの利用にあつては、当金庫所定の手数料（以下「利用手数料」といいます）をいただきます。なお、利用手数料には消費税等相当額を含みます。
2.当金庫は、利用手数料を普通預金規定、総合口座取引規定および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けたことなしに、予め指定された決済口座から（複数ある場合には代表口座から）、当金庫所定の日に自動的に引落します。
3.当金庫は、利用手数料をお客様に事前ご通知することなく変更する場合があります。
4.お客様は、取引内容により利用手数料以外に当金庫所定の諸手数料および消費税を支払ふものとします。
5.過去にお客様であった方やその他の利害関係者が、当金庫に対して電子記録に関する開示の請求をする場合には、当金庫所定の手数料および消費税をいただきます。
6.資金不足等により引落不能が生じた場合には、直ちに入金を請求 いたします。

第17条(口座間送金決済)

- 債権者として利用される場合には、発生させたでんさい の支払期日の前営業日までに当該でんさい の決済資金を決済口座にご準備ください。
- 当金庫では、お客様が債権者であるでんさい の支払期日が到来した場合、当該でんさい の決済資金を普通預金規定、総合口座取引規定および当座勘定規定の定めにかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けたことなしに、当金庫の所定の時間に決済口座から引き落としのうえ、でんさい ネットがご指定のあつた債権者の口座へ払い込みを行います。なお、支払期日が金融機関窓口休業日にあたる場合の払い込みは、翌営業日に行います。
- 前項による決済口座からの決済資金の引き落としができない 場合は、債権者の口座への払い込みを行うことはできません。ただし、当金庫が認めた場合で当金庫所定の時間までに当該決済資金の入金があれば、払い込みを行います。なお、支払期日が金融機関窓口休業日にあたる場合の払い込みは、翌営業日に行います。
- 支払期日が同日の複数のでんさい の支払があつた場合、またはその他小切手、手形の支払等があつた場合、いずれかを先に決済口座から引き落とすかの順序は、当金庫の判断で行います。
- でんさい の分擔範圍より支払期日が同日のでんさい が複数ある場合には、分擔後の債権金額順で引き落としを行います。

第18条(口座間送金決済の中止)

債権者または債務者であるお客様は、当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出 いただくことにより、当金庫に対して口座間送金決済の中止の申出を行うことができます。

第19条(異議申立)

- 前条より口座間送金決済の中止の申出を行った債務者であるお客様は、当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出 いただくことにより、でんさい ネットに対し、異議の申立を行うことができます。
2.前項の異議申立は、前項のお客様が、支払期日の前営業日までに、異議申立預託金を当金庫へ預け入れていただくことが必要です。ただし、支払不能事由が不正作出处であり、かつ、でんさい 事故調査会が債権者の異議申立預託金の預け入れの免除の申立を正当な理由があるものと認めた場合には、この限りではありません。
3.支払不能事由が不正作出处である場合には、お客様は当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出 いただくことにより、でんさい ネットに対し、異議申立に含わせて異議申立預託金の預け入れの免除の申立をすることができます。

第20条(債権者利用限定特約等の解除)

お客様は、債権者利用限定特約または保証利用限定特約の解除をご希望の場合には、当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出 いただくことにより、当金庫の審査を得た上で、当該特約の解除を行うことができます。

第21条(利用者登録事項の変更)

お客様は、利用者登録事項に変更が生じた後、遅滞なく、当金庫に対して当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出 いただくことにより変更の内容を届け出てください。この届出前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第22条(個人であるお客様が死亡した場合の取扱い)

- お客様が死亡した場合に相続人等が利用者の地位を承継した旨の届出は、相続人等の代表者が当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出ください。
- 相続人等の代表者は、前項の届出書に、次に掲げる書類を添付してください。
 - でんさい ネットが指定する書類
 - 当金庫が指定する書類
- 相続人等は、第1項の書面を提出した後、当金庫所定の手続きが完了した後でなければ、本サービスを利用することはできません。

第23条(合併及び会社分割の取扱い)

- お客様の合併または会社分割により利用者登録事項に変更が生じた場合には、利用契約の地位を承継したお客様は、遅滞なく、当金庫の取引店に対し、当金庫所定の書面により、その旨届け出てください。
- 前項の場合には、お客様は、前項の届出後、当金庫所定の審査の結果、承継した利用契約の地位に基づく本サービスの全部または一部を利用できない 場合があります。

第24条(利用者による解除)

1.お客様は当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出 いただき、本規定と業務規程等にかわる契約の解約の申出を行うことができます。
2.前項の解除は、当金庫がお客様を電子記録債務者または債権者とするでんさい のうち、解約の対象となる利用契約にかかわるでんさい の全部が消滅したことを支払等記録によって確認したときに行うことができます。

第25条(当金庫による解除等)

- 当金庫は、お客様が次に掲げる事由に該当する場合には、お客様に事前ご通知したうえで、本規定に基づく契約を解除することができます。
 - でんさい ネット業務規程に定める解除事由に該当した場合
 - 第2条に規定する要件を満たさなかつた場合
 - 本規定に違反した場合
 - その他当金庫が前各号に準ずると認めた場合
- 当金庫は、破産手続開始決定等、業務規程等が発した場合には、到達のいかににかかわらず、通知する解除日にその効力を生ずるものとします。
- 本規定による契約が解約または解除された後も、第16条、第29条、第31条、第34条および第36条の規定はなお効力を有するものとします。

第26条(破産手続開始決定等の届出等)

お客様は、破産手続開始決定等、業務規程等で定める事由が生じた場合には、遅滞なく、当金庫の取引店に、その旨届け出るものとします。

第27条(電子記録の訂正等の届出)

お客様は、自己の請求に係る電子記録について、異なる内容の記録がされているなど業務規程等に定める事由があることを知った場合は、当金庫の取引店等に直ちにその旨届け出るものとします。

第28条(利用者情報の取扱い)

- 当金庫は、利用者情報を厳正に管理し、利用者の情報保護のために十分に注意を払うとともに、本規定に定めた場合以外には利用者情報の利用を行いません。
- 当金庫は、次の目的のために業務上必要な範囲内で利用者情報を利用します。
なお、利用者情報のうち、当該情報に含まれる支払不能情報については、本項第1号から第3号までの利用とします。また、本項第4号から第9号の目的のために利用できる利用者情報は、当金庫のお客様に関するものに限るとします。
 - でんさい ネットから委託を受けた業務を遂行するため
 - でんさい 取引円滑化のため
 - 当金庫の身取引上の判断のため
 - 取扱いに係る収益の移転禁止に関する法律に基づく本人確認等や、本サービスを利用する資格等の確認のため。
 - 本サービスの申込の受付および附随的取引における管理のため。
 - お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため。
 - 市場調査、データ分析およびアンケートの実施などによる金融サービスの研究や開発のため。
 - 当金庫の金融商品、サービスに関する提案のため。
 - その他当金庫との取引を円滑に行うため。

3.当金庫は、参加金融機関業務を遂行するため、でんさい 取引円滑化のためおよび参加金融機関の与信取引のために、でんさい ネット及び第三者に対して利用者情報を提供し、お客様は当該提供について同意するものとします。

4.でんさい ネットは、電子債権記録を遂行するため、でんさい 取引円滑化のためおよび参加金融機関の与信取引のために、第三者に対して利用者情報を提供し、お客様は当該提供について同意するものとします。

5.でんさい ネットまたは当金庫は、業務規程等に基づき債権記録に記録されている事項または記録請求に際して提供された情報の開示を請求した者に対して、次に掲げる事項を開示し、お客様は、当該開示について同意するものとします。

- 発生記録における債務者の決済口座に係る情報
- 譲渡記録における譲受人の決済口座に係る情報
- 支払等記録における支払等を受けた者に係る情報
- 利用者の属性、利用者番号および代表者名
- 譲渡記録における譲渡人に係る情報
- 強制執行等記録における強制執行等を受けた電子記録名義人に係る情報
- 支払不能事由に係る情報
- 異議申立の有無に係る情報
- 電子記録、電子記録の請求、当該請求の有無、当該請求に係る通知または当該請求の取扱いに係る情報
- その他業務規程等で開示の対象となる情報

第29条(機密保持)

お客様は、本サービスによって知り得た当金庫および第三者の機密を外部に漏洩しないものとします。

第30条(通知等の連絡先)

- 当金庫は、お客様に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認をすることがあります。その場合、当金庫に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。
2.当金庫がお客様にあてて通知・照会・確認を前項の連絡先のいずれか一つに対して、発信、発送し、または送付書類を発送した場合には、届出事項の変更を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由により、これが延着し、または到達しなかつたときも通常到達すべき時刻に到達したものとみなすものとし、これにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- 当金庫の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話・電子メールの不通等の通信手段の障害等による延着、不着の場合も同様とみなすものとし、これにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第31条(免責事項)

- 当金庫は、本サービスにおける届出印を決済口座(代表口座)による届出印とし、お客様は当該届出印を、今後発する本サービスに関する一切の書面による申込み、届出、依頼、通知等に使用するものとし、当該届出印を押捺して作成された書面であれば、本サービスに関するお客様の意思表示した書面であるものとみなします。
2.当金庫が、諸届書類又は諸請求書類に使用された印影または署名を、届出印(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱った場合、その諸届書類又は諸請求書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- 当金庫がお客様の電子証明書、ID、各種パスワード等の本人確認のための情報が当金庫に登録されたものと一致することを当金庫所定の方法により確認し、相違ないとも認めて取扱 を行った場合は、それが盗用、不正使用、その他の事故により使用者がお客様本人でなかつた場合でも、それによって生じた損害はお客様のご負担とし、お客様はでんさい の電子記録したことがって責任を負うものとします。
- 当金庫以外の参加金融機関またはでんさい ネットの責めに帰すべき事由により、本サービスの取扱い 遅延・不能その他の過酷が生じたことに起因する損害については、当金庫は責任を負いません。
- 災害・事変、法令、当金庫の責めに帰すことのできない 裁判所等ご定め規程の措置によりお客様に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- 当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、電話回線、専用回線、移動体通信網、インターネット等の通信経路において当金庫が送付した情報に誤謬・遅延・欠落等が生じた場合、または盗難等がなされたことによりお客様の取引情報が漏洩した場合、それらのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- 本サービスを通じてなされたお客様と当金庫間の通信の記録等その当金庫所定の期間に限り当金庫所定の方法・手続きによって保存するものとします。当該期間経過後は、当金庫がこれらの記録等を消去したことにより生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
- 本サービスに使用する端末および通信媒体が正常に稼働する環境については、お客様の責任において確保してください。当金庫は、端末が正常に稼働することについて保証するものではありません。 万一、端末が正常に稼働しなかつたことにより取引が成立せず、または成立した場合、それにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。

9.法令、規則、行政庁の命令等により本サービスに関する情報の開示が義務付けられている場合(当局検査を含む)、当金庫はお客様が承諾しない 当該法令・規則・行政庁の命令等定める手続きに基づいて情報を開示することがあります。当金庫が当該情報を開示したことにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。

第32条(でんさい の活用)

お客様は、当金庫に対し、別ご締結する信用金庫取引勘定書等に基づき、当金庫所定の手続きによりでんさい の割引等の申込をすることができますものとします。

第33条(関係規定の適用・準用)

本規定に定めのない事項については、普通預金規定、当座勘定規定等の各規定により取扱い ます。これらの規定と本規定の間で取扱い が異なる場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。

第34条(規定等の変更)

1.当金庫は、本規定の内容をお客様に事前ご通知することなくホームページ掲載等で公表することにより任意に変更できるものとします。
2.変更日以降は変更後の内容に従い取扱い いたします。

3.当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

第35条(業務規程等による取扱い)

- 本サービスについては、前各条のほか、業務規程等その他でんさい ネットが定めた規則に従って処理するものとします。
- 災害、事変等のやむを得ない 事由により緊急措置がとられている場合には、第17条第2項の規定にかかわらず、支払期日が経過したでんさい について決済口座から支払う事ができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。
- 前項の取扱い によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第36条(準拠法・合意管轄)

- 本規定の準拠法は日本法とします。
- 本規定に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫(本店)の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることにします。